

## 東京都主任介護支援専門員更新研修大田区推薦基準

平成 29 年 6 月 9 日 29 福介発第 10654 号区長決定  
一部改正平成 30 年 5 月 22 日 30 福介発第 10493 号部長決定  
一部改正令和 4 年 5 月 16 日 4 福介発第 10742 号部長決定

### 1 目的

東京都主任介護支援専門員更新研修修了後も、引き続き、地域の中核となって活躍しうる高い能力及び意欲がある主任介護支援専門員を推薦するための基準を、以下のとおり定める。

### 2 推薦基準

以下の要件に該当した上で、総合的な活動状況が推薦に値すると大田区（以下「区」という。）が認めた者を東京都（以下「都」という。）へ推薦する。

#### (1) 勤務要件及び区推薦要件

区内に勤務し、以下に定める要件の全てに該当する者。

ア 過去の実地検査（都、区の実施指導等）の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること。

イ 過去 2 年間に開催した区の事業者連絡会又は集団指導のうち、事業所として 3 回は出席し、事業所内で共有していること。

ウ 当該研修修了後、最低 1 年間は、引き続き推薦する区内で働く予定がある者。

#### (2) 主任介護支援専門員としての実践要件

東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（以下「都実施要綱」という。）3(2)アからキに定める要件又は以下に定める要件のいずれかに該当する者。

ア 区外の自治体、区外の地域包括支援センター又は、特定非営利活動法人大田区介護支援専門員連絡会が主催の介護支援専門員向け研修の講師又はファシリテーターを行った実績がある者。

イ 区、地域包括支援センター、特定非営利活動法人大田区介護支援専門員連絡会において、地域包括ケアシステム構築のために主任介護支援専門員として地域活動を行った実績があり、区が適当と認めた者。

#### (3) 主任介護支援専門員としての資質向上要件

都実施要綱 3(3)アからエに定める要件又は以下に定める要件のいずれかに該当する者。

ア やむをえない事情（病気・出産・育児・介護）により、都実施要綱 3(3)アの毎年度 4 回以上の要件を満たすことができないが、年平均 4 回以上又は当該期間の属する年度を除き、毎年度 4 回以上あるなど、「毎年度 4 回以上」と同等程度、研修等に参加している者。

イ 区主催の研修のうち、介護支援専門員を対象とした研修ではないが、介護支援専門員の業務に関連深いとして区が認めた研修を、介護支援専門員を対象とした研修と併せて毎年度4回以上受講している者。

### 3 選考（審査）

#### （1）申込み

研修受講希望者は、都が定める提出書類に加え、以下の区が定める書類を、提出期限までに提出するものとする。

ア 大田区主任介護支援専門員更新研修推薦依頼書兼実績確認書

イ その他必要な書類

#### （2）審査

区は、研修受講希望者の推薦を公平に実施するため、研修受講希望者が提出した書類等をもとに、都実施要綱及びこの基準の規定に基づき審査する。審査の過程で疑義が生じた場合、研修受講希望者へ追加資料の提出及び照会を求めるものとする。

#### （3）推薦の可否及び推薦順位の決定

区は審査の結果、都への推薦の可否及び推薦順位を決定する。なお、区は推薦を行わない場合は、研修受講希望者に対してその結果を報告する。

### 4 研修修了後の協力

推薦を受けようとする者及び事業所は、区の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員更新研修を修了し、名簿登録された場合は以下の協力を行うこととし、同意書（別記様式）を提出すること。

なお、区は、研修修了者の名簿を地域包括支援センター等に提供することができる。

（1）区及び地域包括支援センターが行う事業に派遣依頼があった場合は積極的に協力すること。

（2）区、地域包括支援センター等からの支援困難事例の受入れに積極的に取り組むこと。

（3）地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導、助言などの役割を積極的に担うこと。

（4）上記（1）から（3）を法人代表者と研修受講希望者は十分に協議し、研修修了後の取組について、同意書に具体的に記載すること。

（5）勤務先の変更又は退職をした場合は、区の介護保険課まで、その旨を連絡すること。

### 5 情報の非開示

この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

### 6 その他

この基準に定めるもののほか、研修の推薦に関する事項、その他必要な事項については、

別途福祉部介護サービス推進担当課長が定める。

付 則

- 1 この基準は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。
- 2 2（3）イに規定する「毎年度 4 回以上」とあるのは、平成 18 年度から平成 27 年度までに東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱(平成 18 年 8 月 22 日付け 18 福保高介第 373 号)に基づく東京都主任介護支援専門員研修を修了した者（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 15 第 2 項の規定に基づき他の道府県知事が行う研修も含む。）は、「平成 27 年度から研修申込日の属する年度の前年度までの期間に年平均 4 回以上」と読み替えるものとする。

付 則（平成 30 年 5 月 22 日福介発第 10493 号）

この基準は、決定の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 4 年 5 月 16 日福介発第 10742 号）

この基準は、決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。